

2020年通常株_資金分配団体の公募_公募システム入力情報_規程類に含める必須項目の確認書

団体名: 公益財団法人オリオンビール奨学財団

後日提出の誓約: あり

No.	規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)	開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第17条
(2)	招集権者		公募申請時に提出	定款	第18条
(3)	招集理由		公募申請時に提出	定款	第18条
(4)	招集手続		公募申請時に提出	定款	第18条
(5)	決議事項		公募申請時に提出	定款	第19条
(6)	決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第19条
(7)	特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	定款	第19条
(8)	議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第20条、第36条
●理事会の構成に関する規程					
(1)	理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	・定款	公募申請時に提出	定款	第31条
(2)	理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後指定期日までに提出		
●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設けていない場合は不要です。					
(1)	開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	内定後指定期日までに提出		
(2)	招集権者		公募申請時に提出	定款	第33条
(3)	招集理由		公募申請時に提出	定款	第32条
(4)	招集手続		公募申請時に提出	定款	第33条
(5)	決議事項		公募申請時に提出	定款	第34条
(6)	決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第34条
(7)	特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第34条
(8)	議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第36条
●役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)	役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	・役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款	第14条、第29条
(2)	報酬の支払い方法		公募申請時に提出	定款	第14条、第29条
●職員の給与等に関する規程					
(1)	基本給、手当、賞与等	・給与規程	内定後指定期日までに提出		
(2)	給与の計算方法・支払方法		内定後指定期日までに提出		
●理事の職務権限に関する規程					
(1)	JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	・理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第32条

●倫理に関する規程					
(1)	基本的人権の尊重	・倫理規程	内定後指定期日までに提出		
(2)	法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後指定期日までに提出		
(3)	私的利益追求の禁止		内定後指定期日までに提出		
(4)	利益相反等の防止及び開示		内定後指定期日までに提出		
(5)	特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後指定期日までに提出		
(6)	情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	個人情報保護に関する基本方針	9. 開示等請求、苦情への対応
(7)	個人情報の保護		公募申請時に提出	個人情報保護に関する基本方針	1. ～9.
●利益相反防止に関する規程					
(1)-1	利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後指定期日までに提出		
(1)-2	利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後指定期日までに提出		
(2)	自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後指定期日までに提出		
●コンプライアンスに関する規程					
(1)	コンプライアンス担当組織 実施等担当部署が設置されていること	・コンプライアンス規程	内定後指定期日までに提出		
(2)	コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担当部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後指定期日までに提出		
(3)	コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後指定期日までに提出		
●公益通報者保護に関する規程					
(1)	ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	・内部通報(ヘルプライン)規程	内定後指定期日までに提出		
(2)	通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後指定期日までに提出		
●情報公開に関する規程					
(1)	以下の1～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	・情報公開規程	内定後指定期日までに提出		
●文書管理に関する規程					
(1)	決裁手続き	・文書管理規程	内定後指定期日までに提出		
(2)	文書の整理、保管		内定後指定期日までに提出		
(3)	保存期間		内定後指定期日までに提出		
●リスク管理に関する規程					
(1)	具体的リスク発生時の対応	・リスク管理規程	内定後指定期日までに提出		
(2)	緊急事態の範囲		内定後指定期日までに提出		
(3)	緊急事態の対応の方針		内定後指定期日までに提出		
(4)	緊急事態対応の手順		内定後指定期日までに提出		
●監事の監査に関する規程					
(1)	監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	・監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第26条

●経理に関する規程					
(1)	区分経理	・経理規程	公募申請時に提出		
(2)	会計処理の原則		公募申請時に提出	事務局規定	第6条、第7条
(3)	経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	事務局規定	第6条、第7条
(4)	勘定科目及び帳簿		内定後指定期日までに提出		
(5)	金銭の出納保管		内定後指定期日までに提出	事務局規定	第6条、第7条
(6)	収支予算		公募申請時に提出	定款	第7条、第8条
(7)	決算		公募申請時に提出	定款	第7条、第9条
●組織(事務局)に関する規程					
(1)	組織(業務の分掌)	・事務局規程	公募申請時に提出	事務局規定	第2条、第3条、第4条
(2)	職制		内定後指定期日までに提出		
(3)	職責		公募申請時に提出	事務局規定	第3条
(4)	事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規定	第5条

定 款

公益財団法人オリオンビール奨学財団

平成 28 年 8 月 10 日 作 成
平成 28 年 8 月 12 日 認 証
平成 28 年 8 月 19 日 成 立
令和 2 年 6 月 23 日 変 更

公益財団法人オリオンビール奨学財団

定 款

第1章 総則

(名 称)

第 1 条 当法人は、公益財団法人オリオンビール奨学財団と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を沖縄県豊見城市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 当法人は、経済的に修学が困難な学生等に対して、返済義務のない奨学金等を給付するとともに、経済的に厳しい環境にある児童等を対象に、教育支援等を行うことにより、沖縄県の未来に繋がる人材の育成を目的とする。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 経済的に修学困難な大学生に対する奨学金の支給事業
 - (2) 経済的に厳しい家庭の児童等に対する教育支援事業
 - (3) その他上記の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、沖縄県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(設立者及び財産の抛出)

第 5 条 設立者の氏名及び住所ならびに当法人の設立に際して、設立者が抛出する財産及びその価値は、以下のとおりである。

設立者	オリオンビール株式会社
	代表取締役社長 嘉手苺義男
住所	沖縄県浦添市字城間1985番地の1
財産価値	金銭500万円

(基本財産)

第 6 条 基本財産は、当法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

- 2 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第 7 条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 8 条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第23条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 9 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 当法人に評議員3名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条及び定款の規定に従い、評議員会の決議によって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

- ③ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第14条 評議員に対して、報酬を支給しないものとする。

第5章 評議員会

（構成）

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、評議員の中から、評議員会議長を1名選任する。

（権限）

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の総額
- (3) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員会を招集するには、会日より1週間前までに、各評議員に対して招集通知を発するものとする。
- 3 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに評議員会を開催することができる。
- 4 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名押印しなければならない。

(評議員会の決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第6章 役員

(役員を設置)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名以内を常務理事とすることができるものとする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 当法人の監事には、当法人の理事及び評議員並びに当法人の使用人が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、当法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 増員として選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了すべき時までとする。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、報酬を支給しないものとする。

(責任の一部免除又は限定)

第30条 当法人は、役員一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 当法人は、理事（業務執行理事又は使用人でないものに限る。）又は監事との間で、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

- 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 3 前項の規定は、第25条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。理事長が欠席した場合には、出席した理事及び監事が、前項の議事録に署名押印する。

第8章 審査委員会

(審査委員会)

第37条 当法人には、第4条第1項第1号の事業の実施のため、審査委員会を置く。

- 2 審査委員会は、第4条第1項第1号に掲げる事業の対象者の審査を行い、その審査結果を理事長に報告し、理事長が事業の対象者を決定する。

(審査委員)

第38条 審査委員会の委員は、審査分野の有識者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

- 2 委員のうちには、当法人の役員及び評議員が3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 3 委員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとする。

第9章 事務局

(事務局及び職員)

第39条 当法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

- 2 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 3 職員は、有給とすることができる。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第10章 定款の変更、解散、残余財産の帰属

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解 散)

第41条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の配当)

第44条 当法人は剰余金の分配を行わない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(細則)

1. この定款は、この法人設立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の事業年度は、第7条の定めにかかわらず、この法人の設立の日から平成29年3月31日までとする。
3. この法人の設立時の評議員は、次に掲げる者とする。

設立時評議員	與那嶺清
設立時評議員	外間修
設立時評議員	大城肇
設立時評議員	仲地博
設立時評議員	前津榮健
設立時評議員	富田詢一
設立時評議員	金城棟啓
4. この法人の設立時の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	嘉手苺義男
設立時理事	亀田浩
設立時理事	山里勝己

設立時理事	豊平良孝
設立時理事	玉城義昭
設立時理事	上地英由
設立時監事	竹下勇夫
設立時監事	佐藤陽一郎

上記は、当法人の現行定款に相違ありません

令和 2年 6月 23日

沖縄県豊見城市字豊崎1番地411
公益財団法人オリオンビール奨学財団
代表理事 嘉手苺義男



個人情報保護に関する基本方針

公益財団法人オリオンビール奨学財団（以下、「当財団」という）は、当財団の業務に関連し、その活動を行うために個人情報を保有するものであり、個人情報の保護が重大な責務と捉え、以下のとおり個人情報保護方針を定め、個人情報の保護に努めます。

記

1. 法令等の遵守

当財団は個人情報について、関係法令その他の規範及び当財団の各種規定類の定めるところに従い、当財団において業務に関係する者に対してその周知及び徹底を図り、適切にこれを取り扱います。

2. 個人情報の適切な取得について

当財団は個人情報の取得にあたり、利用目的をあらかじめ公表するかご本人に通知又は公表し、その目的の遂行に必要な範囲の情報を取得いたします。また、ご本人から直接書面等に記載されたご本人の個人情報を取得する場合は、その都度、利用目的を明示いたします。但し、法令等により例外が認められている場合は除きます。

3. 個人情報を取得する際の利用目的の公表

(1) 当財団が取得及び保有する各種個人情報の利用目的については以下の通りです。

- ① 理事及び監事、評議員等の個人情報
 - ・ 当財団の活動に関する書類送付及び連絡等
 - ・ 報酬及び交通費支給に関する業務
 - ・ 上記の各事項に関連する業務
- ② 奨学金事業に関する個人情報
 - ・ 奨学金給付者選考に関する業務
 - ・ 奨学金給付に関する業務
 - ・ 上記の各事項に関連する業務
- ③ 教育支援事業に関する個人情報
 - ・ 助成先選定に関する業務
 - ・ 上記の事項に関連する業務

(2) 上記の利用目的以外で個人情報を取得する場合は、その都度利用目的を明示しご本人の承諾を得るよういたします。

4. 保有個人データの利用について

- (1) 当財団が保有する個人データを利用する場合は、その利用目的の範囲内で適切に利用させていただきます。
- (2) 当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて個人データを利用する場合は、あらかじめご本人の同意を得ることといたします。
- (3) すべての個人情報について、個人を特定又は識別できる個人データの項目を削除したものを、統計資料として利用（公表も含みます）することがあります。

5. 保有個人データの第三者提供に関する事項

当財団は、あらかじめご本人の同意を得ないで、法令等に定める場合を除き、個人データを業務委託先以外の第三者に提供又は開示することはありません。

6. 個人情報取扱いの委託について

個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先における安全管理措置の状況等に照らし委託を行うことの適切性を検討するとともに、委託先との間で秘密保持を含め適切な監督を行うために必要な事項を定めた業務委託契約を締結した上で委託するなどし、委託先への適切な監督を行います。

7. 個人データの共同利用について

当財団は、下記の通りお客様の個人データを共同利用させていただくことがありますが、その利用目的の達成範囲を超えて共同利用することはありません。

- ① 共同利用する個人データの項目
氏名、住所、電話番号、性別、年齢、生年月日、メールアドレス、会社名（学校名）、役職、画像等
- ② 共同利用する者の範囲
オリオンビール株式会社
- ③ 共同利用する者の利用目的
事業活動における情報提供及び連絡
- ④ 共同利用する個人データの管理について責任を有する者の名称
公益財団法人オリオンビール奨学財団

8. 個人データに関する安全管理措置

- (1) 当財団は、個人データへの不正アクセス、個人データの漏えい、滅失又は毀損の予防及び是正のため、当財団において規定類を整備し安全対策に努めます。
- (2) 当財団の業務に係る者に個人データの取扱いを行わせるにあたっては、個人データの安全管理が図れるよう、教育や適切な監督を行います。

9. 開示等請求、苦情への対応

当財団が、本個人情報保護方針を遵守していないと思われる場合等の苦情及び本人の個人情報の開示、訂正、追加又は削除、利用停止などを希望される場合には、下記窓口までお問い合わせください。当財団内規に従い合理的な期間、妥当な範囲内でこれに適切に対応させていただきます。

- 〒901-2551 沖縄県浦添市字城間 1985-1
公益財団法人オリオンビール奨学財団
TEL 098-960-0022 FAX 098-874-6205
9:00A. M. ~5:30P. M. (土日・休祝日および休業日を除く)

平成 30 年 11 月 14 日
公益財団法人オリオンビール奨学財団

事務局規程

公益財団法人オリオンビール奨学財団

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人オリオンビール奨学財団（以下「当財団」という）定款第39条に基づき、事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 事務局は事務局長及び事務局員で構成される。
- 2 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 3 事務局員は、理事長が任免する。

(職責)

- 第3条 事務局長は理事長又は常務理事の命を受けて、当財団の事務を統括するとともに、事業運営を遂行する。
- 2 事務局員は事務局長の指示のもと、当財団の事務及び事業運営に関する業務に従事する。

(所管業務)

- 第4条 事務局は次の業務をおこなう。
- (1) 定款その他の規定類の制定及び改廃作業に関すること
 - (2) 理事会及び評議員会運営に関すること
 - (3) 登記及び諸手続に関すること
 - (4) 財務及び会計に関すること
 - (5) 事業計画及び事業報告に関すること
 - (6) 奨学金給付事業に関すること
 - (7) 教育支援事業に関すること
 - (8) その他の事業に関すること
 - (9) その他当財団運営に関すること

(業務処理)

- 第5条 業務の処理は原則として文書により起案し、事務局長を経て第7条の権限基準に基づき決裁を受けて実施する。
- 2 緊急を要する事務で重要でないものは、事務局長の決裁によって処理することができる。ただし、この場合においては、事務局長は遅滞なく権限者の承認を得なければならない。

(経理処理)

第6条 金銭の出納、財産の保管に関しては事務局長が責任者として管理する。

- 2 支払業務は、事務局員が請求書その他取引を証する書類を添付した支払伺いを起案し、第7条で定める権限者の承認を得て行うものとする。
- 3 事務局長は、日々の支払業務のため必要最小限の現金を小口現金として、事務局員に預けることができる。ただし、毎月末に帳簿及び残高確認を行うものとする。
- 4 印鑑と通帳はそれぞれ異なる場所で保管し、個別の管理者を設定するものとする。

(権限基準)

第7条 第5条及び第6条その他当法人の運営に係る権限基準は、定款その他規程類に別途定められているものを除き、以下の通りとする。

- (1) 10万円を超える金銭の支出を伴う案件は、理事長決裁とする。
- (2) 2万円以上10万円未満の金銭の支出を伴う案件は、専務理事決裁とする。
- (3) 2万円未満の金銭の支出を伴う案件は、事務局長決裁とする。

(印章管理)

第8条 当財団の印章の種類及び主な使用目的は、次のとおりとする。

- (1) 理事長実印・・・印鑑登録済の印、主に契約締結や公的書類提出等に使用する。
 - (2) 銀行印・・・銀行等金融機関へ届出している印。
 - (3) 財団角印・・・主に当財団から発信する文書に使用する印。
 - (4) 社判・・・当財団の財団名、住所、理事長名を記したゴム判。
- 2 印章の作成、改刻及び廃止の必要が生じた場合は、理事長の承認を得るものとする。
 - 3 印章の保管は事務局長が行い、無断や不正な使用がないよう適切に管理する。

(変更)

第9条 この規程を変更しようとする時は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

1. 本規程は、平成31年2月4日より施行する。

以上

履歴事項全部証明書

沖縄県豊見城市字豊崎1番地411
公益財団法人オリオンビール奨学財団

会社法人等番号	3600-05-005421	
名称	<u>一般財団法人オリオンビール奨学財団</u>	
	公益財団法人オリオンビール奨学財団	平成29年 4月 1日変更
		平成29年 4月11日登記
主たる事務所	<u>沖縄県浦添市字城間1985番地の1</u>	
	沖縄県豊見城市字豊崎1番地411	令和 2年 6月23日移転
		令和 2年 7月10日登記
法人の公告方法	主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。	
法人成立の年月日	平成28年8月19日	
目的等	<p>目的 当法人は、経済的に修学が困難な学生等に対して、返済義務のない奨学金等を給付するとともに、経済的に厳しい環境にある児童等を対象に、教育支援等を行うことにより、沖縄県の未来に繋がる人材の育成を目的とする。 当法人は、前記の目的を達するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 経済的に修学困難な大学生に対する奨学金の支給事業 (2) 経済的に厳しい家庭の児童等に対する教育支援事業 (3) その他上記の目的を達成するために必要な事業</p>	
役員に関する事項	評議員	<u>與 那 嶺 清</u>
	評議員	與 那 嶺 清
		令和 2年 6月23日重任
		令和 2年 7月10日登記
	評議員	<u>外 間 修</u>
		令和 2年 6月23日退任
		令和 2年 7月10日登記

<u>評議員</u>	<u>大 城 肇</u>	令和 2年 6月23日退任
		令和 2年 7月10日登記
<u>評議員</u>	<u>仲 地 博</u>	令和 2年 6月23日退任
		令和 2年 7月10日登記
<u>評議員</u>	<u>前 津 榮 健</u>	令和 2年 6月23日重任
<u>評議員</u>	<u>前 津 榮 健</u>	令和 2年 7月10日登記
<u>評議員</u>	<u>富 田 詢 一</u>	令和 2年 6月23日退任
		令和 2年 7月10日登記
<u>評議員</u>	<u>金 城 棟 啓</u>	令和 2年 6月23日重任
		令和 2年 7月10日登記
<u>評議員</u>	<u>西 田 睦</u>	令和 2年 6月23日就任
		令和 2年 7月10日登記
<u>評議員</u>	<u>玻 名 城 泰 山</u>	令和 2年 6月23日就任
		令和 2年 7月10日登記
<u>評議員</u>	<u>盛 口 満</u>	令和 2年 6月23日就任
		令和 2年 7月10日登記
<u>評議員</u>	<u>亀 田 浩</u>	令和 2年 6月23日就任
		令和 2年 7月10日登記

	<p>代表理事 <u>嘉手刈義男</u></p>	<p>平成30年 6月 8日退任</p>
		<p>平成30年 6月29日登記</p>
	<p>代表理事 <u>嘉手刈義男</u></p>	<p>平成30年 6月11日就任</p>
		<p>平成30年 6月29日登記</p>
	<p>代表理事 <u>嘉手刈義男</u></p>	<p>令和 2年 6月23日重任</p>
		<p>令和 2年 7月10日登記</p>
	<p>理事 <u>嘉手刈義男</u></p>	
	<p>理事 <u>嘉手刈義男</u></p>	<p>平成30年 6月 8日重任</p>
		<p>平成30年 6月29日登記</p>
	<p>理事 <u>嘉手刈義男</u></p>	<p>令和 2年 6月23日重任</p>
		<p>令和 2年 7月10日登記</p>
	<p>理事 <u>亀田浩</u></p>	
<p>理事 <u>亀田浩</u></p>	<p>平成30年 6月 8日重任</p>	
	<p>平成30年 6月29日登記</p>	
	<p>令和 2年 6月23日退任</p>	
	<p>令和 2年 7月10日登記</p>	
<p>理事 <u>山里勝己</u></p>		
<p>理事 <u>山里勝己</u></p>	<p>平成30年 6月 8日重任</p>	
	<p>平成30年 6月29日登記</p>	
	<p>令和 2年 6月23日退任</p>	
	<p>令和 2年 7月10日登記</p>	

	理事	<u>豊平良孝</u>	
	理事	<u>豊平良孝</u>	平成30年 6月 8日重任
			平成30年 6月29日登記
			令和 2年 6月23日退任
			令和 2年 7月10日登記
	理事	<u>玉城義昭</u>	
			平成30年 6月 8日退任
			平成30年 6月29日登記
	理事	<u>上地英由</u>	
	理事	<u>上地英由</u>	平成30年 6月 8日重任
			平成30年 6月29日登記
	理事	<u>上地英由</u>	令和 2年 6月23日重任
		令和 2年 7月10日登記	
理事	<u>山城正保</u>	平成30年 6月 8日就任	
		平成30年 6月29日登記	
理事	<u>山城正保</u>	令和 2年 6月23日重任	
		令和 2年 7月10日登記	
理事	<u>仲地博</u>	令和 2年 6月23日就任	
		令和 2年 7月10日登記	
理事	<u>武富和彦</u>	令和 2年 6月23日就任	
		令和 2年 7月10日登記	
理事	<u>砂川昌範</u>	令和 2年 6月23日就任	
		令和 2年 7月10日登記	

	理事	早瀬京铸	令和 2年 6月23日就任
			令和 2年 7月10日登記
	監事	竹下勇夫	
	監事	竹下勇夫	平成30年 6月 8日重任
			平成30年 6月29日登記
			令和 2年 6月23日退任
			令和 2年 7月10日登記
	監事	佐藤陽一郎	
	監事	佐藤陽一郎	平成30年 6月 8日重任
			平成30年 6月29日登記
	監事	佐藤陽一郎	令和 2年 6月23日重任
			令和 2年 7月10日登記
監事	久保以明	令和 2年 6月23日就任	
		令和 2年 7月10日登記	
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	当法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。		
非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	当法人は、理事（業務執行理事又は使用人でないものに限る。）又は監事との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。		
登記記録に関する事項	設立	平成28年 8月19日登記	



沖縄県豊見城市字豊崎1番地411
公益財団法人オリオンビール奨学財団

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 2年 7月21日

那覇地方法務局
登記官

高 木 修



整理番号 ア839226

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

6/6